

収入金額に関する計算書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	個人保険 ①	円	$\frac{24}{100}$	円
	貯蓄保険 ②		$\frac{7}{100}$	
	団体保険 ③		$\frac{16}{100}$	
	団体年金保険 ④		$\frac{5}{100}$	
	小計 (①+②+③+④) ⑤			
	代理・代行業務等 ⑥		$\frac{100}{100}$	
合計 (⑤+⑥) ⑦				

収入金額に関する明細書

摘要		収入保険料 ⑧ 円	再保険料又は 控除給付金 ⑨ 円	法附則第9条第9項 の控除収入保険料 ⑩ 円	差引収入保険料 (⑧-⑨-⑩) ⑪ 円
個人 保 険					
	計				
貯 蓄 保 険					
	計				
団 体 保 険					
	計				
団 体 年 金 保 険					
	計				
小計					
代 理 ・ 代 行 業 務 等	保険業法第98条第1項第1号に定める業務の代行、同法第99条第1項に定める投資信託販売業務より生じる手数料の収入				収入金額
					円
	計				

第6号様式別表7の記載の手引（令和2年12月改正）

- この計算書は、生命保険業を行う法人（生命保険会社又は外国生命保険会社等）が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- 「収入金額に関する明細書」の「摘要」の欄には、当該法人の課税標準となるべき保険の種類を記載してください。
- 「課税標準の計算」（①から④及び⑥の欄）の「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑪」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載してください。